

令和2年度 TEPRO Supporter Bank 有償ボランティア任意会員様 補償のご案内

契 約 者：一般財団法人東京学校支援機構
引 受 保 険 会 社：三井住友海上火災保険株式会社
引 受 代 理 店：株式会社東京エイドセンター

1. 補償内容の概略

この補償は、一般財団法人東京学校支援機構（以下「機構」という。）が有償ボランティアのうち、任意会員として加入された皆様が被保険者として締結している保険契約です。

TEPRO Supporter Bank の有償ボランティアとして登録し、任意会員に加入された皆様が、この活動を遂行するため、自宅を出てから帰宅するまでの間に、急激、偶然、外来の事故により被ったケガ（団体総合生活補償保険（標準型））や、校務遂行により発生した偶然な事故に起因して他人の身体・生命を害したり財物を損壊したことについて、法律上の賠償責任を負担することにより被る損害（施設賠償責任保険）に対して保険金をお支払いするものです。

2. 被保険者 ※補償の対象者及び保険契約により補償を受けられる方

TEPRO Supporter Bank の有償ボランティアとして登録し、かつ任意会員に加入された方で、学校支援活動（有償ボランティア※）の遂行中に限ります。

※有償ボランティアとは、報酬、対価として謝礼が支給されるボランティア活動を指します。

ただし、有期労働やパートタイムなどの雇用関係にあるものは含みません。

なお、全員一律又は実費弁償で交通費や食事代が支給される活動には、別途機構が一律に加入するボランティア保険が適用されますので、当会員への加入は不要です。

3. 補償内容

補 償 内 容		保 険 金 額	保 険 料	保 険 期 間
団体総合生活補償 保険（標準型）	傷害死亡・後遺障害保険金額（1名当り）	1,000万円	6,500円	1年間
	傷害入院保険金日額（※）（1名当り）	2,500円		
	傷害通院保険金日額（1名当り）	1,500円		
施設賠償責任保険	賠償責任（身体障害・財物損壊共通） 支払限度額（1事故・保険期間中）	1,000万円	500円	

（※）傷害手術保険金として、入院中の手術は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術は5倍の額をお支払いします。

（※）本パンフレット上の「施設賠償責任保険」の正式名称は「施設所有（管理）者賠償責任保険」となります。

（※）支払限度額・保険金額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。賠償責任補償でお支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は代理店・扱者又は引受保険会社までお問合わせください。

4. お支払いする保険金

《団体総合生活補償保険（標準型）》

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 （注1）傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 （注2）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者又は保険金を受け取るべき方の故意又は重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為又は犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※又は麻薬等を使用しての運転中のケガ
傷害後遺障害保険金	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 約款所定の保険金支払割合 ×（100%～4%） （注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金	●脳疾患、病気又は心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産又は流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他

		<p>をお支払いします。</p> <p>(注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<p>の医療処置によるケガ</p> <p>●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となりません。)</p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ</p> <p>●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※</p> <p>●入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。)</p>
傷害入院保険金	<p>保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)</p>	<p>傷害入院保険金日額×傷害入院の日数</p> <p>(注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院※に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。</p> <p>(注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	<p>●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎</p> <p>●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ</p> <p>●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガなど</p> <p>(注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p>
傷害手術保険金	<p>保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術※を受けられた場合</p>	<p>① 入院※中に受けた手術※の場合 傷害入院保険金日額×10</p> <p>② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額×5</p> <p>(注) 1事故に基づくケガ※について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。</p>	(前項目と同じ)
傷害通院保険金	<p>保険期間中の事故によるケガ※のため、通院※された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。)</p> <p>(注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギプス等※を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。</p>	<p>傷害通院保険金日額×傷害通院の日数</p> <p>(注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院※に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。</p> <p>(注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

補償対象外となる運動等

山岳登山(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動

(*1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。

(*2) グライダーおよび飛行船は含みません。(*3) 職務として操縦する場合は含みません。

(*4) モーターハンググライダー、マイクロライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機は含みません。

《施設賠償責任保険》

【お支払いの対象となる損害】

損害の種類	内 容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生又は拡大の防止のために必要又は有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全又は行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

特約に別の規定がある場合を除き、上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に当社の同意を要しますので、必ず当社までお問合わせください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

＜注＞示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

【お支払いの対象とならない損害】

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

- 保険契約者又は被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用又は管理する財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、又は盗取されること）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任（管理財物については特約で復活補償しております）
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議又は騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波又は高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）又は固体の排出、流出又は溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- 原子核反応又は原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応又は原子核の崩壊による場合を除きます。）
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれかの事由又は行為が実際に生じた又は行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
 - ◇石綿等（アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵（じん））の人体への摂取又は吸引
 - ◇石綿等への曝露（ばくろ）による疾病
 - ◇石綿等の飛散又は拡散
- 航空機、パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング又は熱気球の所有、使用又は管理に起因する損害賠償責任
- 昇降機（財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場を含みません。）の所有、使用又は管理に起因する損害賠償責任
- 自動車又は原動機付自転車の所有、使用又は管理に起因する損害賠償責任。ただし、販売等を目的として展示されている場合を除きます。この場合であっても、走行している間は自動車とみなします。
- 施設外における船舶又は車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを含みません。）の所有、使用又は管理に起因する損害賠償責任

- 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家事用器具からの蒸気・水の漏出、溢（いっ）出又はスプリンクラーからの内容物の漏出、溢（いっ）出による財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、又は盗取されること）に起因する損害賠償責任
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物又は被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- 仕事の終了又は放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者又はその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◇医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師又は歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師又は歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧又は柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
 - ◇理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
- 被保険者が行うLPガス販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用又は管理を含みます。）に起因して生じた損害
- 石油物質が施設から公共水域（海、河川、湖沼、運河）へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ◇水の汚染による他人の財物の損壊（滅失、破損、汚損又は紛失すること、又は盗取されること）に起因する損害賠償責任
 - ◇水の汚染によって漁獲高が減少し又は漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任
- 石油物質が施設から流出し、公共水域の水を汚染し又はそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用（被保険者が支出したと否とを問いません。）等

5. 事故発生時のご対応

(1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者又は引受保険会社にご連絡ください。

- ①損害の発生および拡大の防止 ②相手がいる場合は相手の確認 ③目撃者の確認

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者又は保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、事故発生状況・日時・場所、事故の原因、損害又は費用発生を確認するための書類。
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類
(5) 身体障害、ケガの発生およびその損害の額を確認する書類
(6) 損害が生じた物の価額、損害の額又は費用の額を確認する書類
(7) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 等

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

ご案内・事故時のご連絡先

<代理店・扱者>

株式会社東京エイドセンター 法人営業部 担当：壬生（みぶ）

〒163-0943 東京都新宿区西新宿 2-3-1 新宿モノリス TEL:03(5381)8452/FAX:03(5381)6315

<引受保険会社>

三井住友海上火災保険株式会社 公務部 東京公務室 担当：片桐

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1 TEL:03(3259)7593/FAX:03(3259)7581

一般財団法人 東京学校支援機構

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 8-1-2 PMO 西新宿 7 階 (TEL) 03-5989-1630 (FAX) 03-3365-0220